

秦野市火災予防条例の一部を改正することについて

秦野市火災予防条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年6月3日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 工業標準化法の一部改正に伴い、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めること。
- (2) 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅の一部に省令で定める基準を満たす特定小規模施設用自動火災報知設備を設置したときは、その部分の住宅用防災警報器等の設置を免除すること。

秦野市火災予防条例の一部を改正する条例

秦野市火災予防条例（昭和48年秦野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第18条中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）」に改める。

第31条の5中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又はその技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例中第18条の改正規定は令和元年7月1日から、第31条の5の改正規定は公布の日から施行する。

議案第27号 秦野市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(避雷設備)</p> <p>第18条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第31条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1)－(5) (略)</p> <p>(6) <u>第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又はその技術上の基準の例により設置したとき。</u></p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第18条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第31条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。</p> <p>(1)－(5) (略)</p>

(7) (略)

附 則

この条例中第18条の改正規定は令和元年7月1日から、第31条の5の改正規定は公布の日から施行する。

(6) (略)